

こうじのうきのうしょうがい
高次脳機能障害

～理解と支援のために～



脳の病気やケガの後に以前と様子が違うと感じたら、
このパンフレットを手にしてみてください。

高次脳機能障害とは？

高次脳機能障害とは、病気やけがなどにより脳が損傷することで起こる言語や記憶、注意などの認知機能の障害です。

受傷前にできていたことができなくなり、仕事や生活など様々な場面で支障をきたすことがあります。身体の障害を伴わない場合があるため、外見上わかりにくい障害ともいわれています。本人も自覚していないことが多い、家族や周囲の人からも理解されにくい障害です。



高次脳機能障害の主な原因

脳血管障害

- 脳梗塞
- 脳出血
- くも膜下出血
-など

脳外傷(頭部外傷)

- 交通事故などによる
- 硬膜外血腫
- 脳挫傷
- びまん性軸索損傷
-など

その他

- 脳炎
- 低酸素脳症
- 脳腫瘍
- 正常圧水頭症
-など



高次脳機能障害診断基準(厚生労働省が定めたもの)

1. 主要症状等

- (1) 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
- (2) 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が**記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害**などの認知障害である。

2. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

3. 除外項目

- (1) 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状[1-(2)]を欠く者は除外する。
- (2) 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
- (3) 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

4. 診断

- (1) 1~3をすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
- (2) 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
- (3) 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。





高次脳機能障害のお

注意障害

症 状

- 気が散りやすい
- 集中できない
- 落ち着きがない



対 応

- 刺激の少ない環境を提供する
- こまめに休憩を取る
- 興味のある作業から始めて集中できる時間を増やしていく



記憶障害

症 状

- 忘れやすい
- 覚えられない
- 同じことを何度も尋ねる

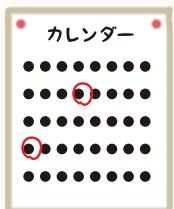
…など



対 応

- メモを取る
- スケジュール帳に予定を書き込む
- メモやスケジュール帳を確認するクセをつける

…など



もな症状とその対応

遂行機能障害

症 状

- 計画を立てるのが苦手
- 段取りが悪くなる
- 優先順位がわからない

…など



対 応

- することのリストを作る
- 手順書を見ながら取り組む
- することの順番を決めておく

…など



社会的行動障害

症 状

- ささいなことで怒る
- 子どもっぽくなった
- 感情のコントロールができない
- 何もしようとしない
- こだわりが強い

…など



対 応

- 怒る原因を取り除く
- 年齢相応の態度で接する
- 場所を変えて気分転換を図る
- 何事も始めるきっかけを与える
- 注意を他のものに向ける

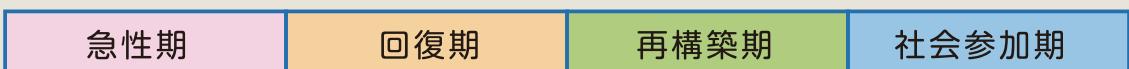
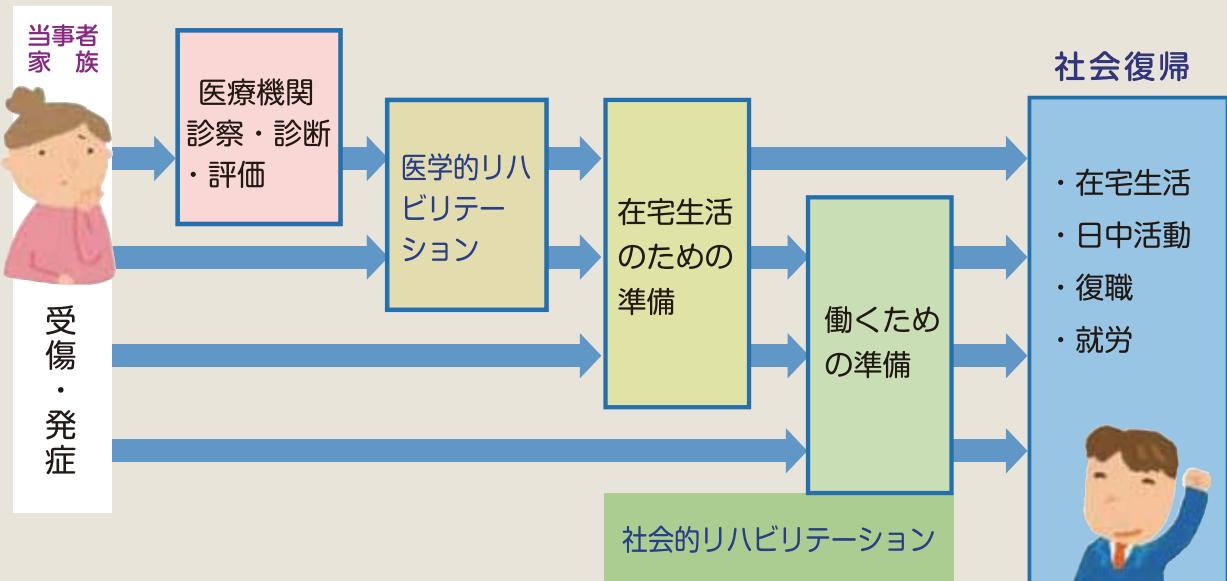
…など



社会復帰への基本的な流れ

～発症・受傷から日常生活にもどるまで～

※高次脳機能障害のリハビリでは、病院より地域、日常生活でのリハビリが有効といわれています。つまり、社会参加することがリハビリにつながります。



■医学的リハビリテーション

言語や記憶、注意などの認知機能の回復促進を図ります。

■社会的リハビリテーション

地域で自立した日常生活や社会生活が送れるようになります。
そのために必要な福祉制度やサービスを利用していきます。

高次脳機能障害を支える制度

所得補償

●傷病手当金

健康保険に加入している本人が、病気やけがのために働くことができないとき、給料の約6割が給付されます。

連続して3日以上休んだ後の4日目から支給され、最長1年6ヶ月間支給されます。

●労働者災害補償保険

勤務中および通勤途上の事故などの場合、アルバイトやパートを含めて適用される可能性があります。医療費は全額、休業給付は給料の8割が支給されます。障害が残った場合には、障害の程度により障害給付（障害年金または障害一時金）が給付されます。

障害者手帳

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳の3種類あり、高次脳機能障害は精神障害者保健福祉手帳に該当します。

手帳の取得により、税金の優遇等を受けることができます。（障害の種類や等級、お住まいの地域などによって受けられるサービスが異なります。）

●精神障害者保健福祉手帳

等級は1級から3級まであり、初診日から6ヶ月経過していれば、医師の診断書を添えて、申請することができます。2年ごとの更新が必要になります。

●身体障害者手帳

失語症または高次脳機能障害に併せ身体障害などがある方は、県知事の指定する医師の診断書を添えて申請することができます。

お問い合わせ先▶各市町障害福祉担当課



福祉サービス

●障害福祉サービス（障害者総合支援法）

地域での生活を支えるサービスとして、主に以下のようなものがあります。精神障害者保健福祉手帳だけでなく、診断基準に基づいた高次脳機能障害の診断書により、障害福祉サービスの申請ができます。

自立訓練

（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力向上のために一定期間必要な訓練を受けられます。

生活介護など。

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などが受けられます。また、創作活動あるいは生産活動の機会が提供されます。

・共同生活介護 （ケアホーム）

・共同生活援助 （グループホーム）

・短期入所 （ショートステイ）

ご家庭の事情により、在宅生活が困難な方に対し、入所して生活することができます。



地域活動支援センター、 移動支援など。

その人らしく過ごせる日中活動の場の提供や外出のための移動支援などが受けられます。

*障害福祉には、他にも就労支援サービスがあります。詳しくはP.10をご覧下さい。



お住まいの地域には「障害者相談支援事業所」があり、福祉サービスを利用する際の相談・支援などを受けられます。詳しくはお住まいの市町障害福祉担当課までお問い合わせください。

※ただし、高次脳機能障害の原因となった疾患や年齢によって、介護保険サービスが優先になる場合があります。

●介護保険サービス

65歳以上の方または40歳以上の方で高次脳機能障害の原因が脳血管疾患によって要支援や要介護状態になった場合は、介護保険サービスを利用できます。

市町村へ介護認定を申請し、認定結果によって介護保険サービスが利用できます。



お問い合わせ先▶各市町介護保険担当課

●自立支援医療

自立支援医療を申請すると医療費が1割負担となります。（指定自立支援医療機関においての医療を受ける場合に使用できます。）

所得により自己負担の上限が設定されます。



お問い合わせ先▶各市町担当課

障害年金

初診日に年金に加入しているなど条件を満たしていれば、医師の診断書を添えて申請できます。（主治医で可）

●障害基礎年金

- ①初診日に国民年金保険に加入している。
- ②加入すべき期間について定められた条件の保険料を納付している。
- ③障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、または65歳に達するまでの間に症状が固定した日）において、法令により定められた障害の状態にあることが条件となります。
20歳前に初診日があり年金未加入者の場合は、障害基礎年金の対象となります。

●障害厚生年金

初診日に厚生年金保険の被保険者であって、障害基礎年金の支給条件を満たしていることが必要となります。



手続きの窓口▶国民年金：各市町年金担当窓口 厚生年金：各年金事務所

就労支援の各種制度

公共職業安定所(ハローワーク)

障害のある方専門の職業相談窓口があり、相談員が配置されています。職業訓練や各種制度の利用などの相談、職業紹介を行います。

障害者職業能力開発校

障害のある方が働く上で必要な基礎知識や技術を身につけるための職業訓練を行います。

障害者職業センター

ハローワークと連携して、就職・復職にむけての相談や職業評価、就職前の支援や就職後の職場適応のための支援などのサービスを提供しています。

ジョブコーチ支援

障害のある方が安定して職場で働き続けられるよう、当事者と職場の双方に支援を行っています。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、就職に向けての相談や職場実習から職場定着にかかる支援などを行います。

お問い合わせ先▶ハローワーク

就労支援事業(障害福祉サービス)

就労移行支援：一般就労をめざして職業訓練を行い、職場実習や就職後の支援を行います。

就労継続支援：通所で働く場を提供し、障害に応じた支援を受けながら働くことができます。

お問い合わせ先▶各市町障害福祉担当課



当事者・家族会等のご案内



▼各団体へのお問い合わせについては、高次脳機能障害相談窓口までご連絡ください。

兵庫県総合リハビリテーションセンター 高次脳機能障害相談窓口〈相談無料〉

TEL: 078-925-9262 (直通)

FAX: 078-925-9299

E-mail : info_koujinou@hwc.or.jp

月曜日～金曜日(土日祝・年末年始除く) 9:00～12:00/13:00～17:00

電話相談、来所相談(要予約)、メール相談を随時行っておりますので、お気軽にお問合せください。

<http://www.hwc.or.jp/rihacenter/koujinoukinou.html>



発行者 兵庫県総合リハビリテーションセンター
(高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業)

〒651-2181 神戸市西区曙町1070

TEL:078-927-2727 FAX:078-928-7590

発行日 平成26年3月 改定 令和元年5月